

令和3年9月30日

保護者の皆様

都立八王子西特別支援学校長
井上 美保

緊急事態宣言解除に伴う本校の対応について

日頃から本校の教育活動に対し御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

国は9月30日までの緊急事態宣言を解除することを決定しました。東京都においては都民に対し、新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止するための様々な要請を「リバウンド防止措置」として、令和3年10月1日から10月24日まで実施することとしました

本校においても、下記のとおり、これまで同様の危機感をもって感染症対策を徹底しながら、教育内容の充実に努めてまいります。御家庭におかれましても引き続き、御協力をお願い申し上げます。

記

1 感染症対策を徹底した教育活動

- (1) 引き続き、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動（例：歌唱・調理実習・身体接触を伴う活動など）は行いません。
- (2) 引き続き、サーモグラフィ等での体温チェック、消毒、消毒液の設置等の感染症対策を行います。各教室にサーキュレーター及びCO2測定器を設置し、教室等の換気を徹底します。
- (3) マスクについては正しい着用方法について継続して指導してまいります。不織布マスクが最も高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨しております。

2 健康観察の徹底

- (1) 毎日、健康観察票に体調（体温測定、症状の有無）を記入して、学校に持たせていただきますようお願いいたします。方法の変更はありません。
- (2) 放課後等デイサービスとのオレンジファイルによる健康観察票の引継ぎも継続して行います。（放課後等デイサービスを利用している児童・生徒が対象）
- (3) 校内で感染が判明した場合には、引き続き、周囲の児童・生徒への出席停止、PCR検査の実施をお願いする場合があります。

- (4) 同居する御家族の皆様も健康観察をしていただき、本人及び同居の御家族に何らかの体調不良の症状がある場合には登校せず休養し、受診をお願いします。その場合は、欠席の扱いとはなりません。

3 学校行事、部活動等について

- (1) 10月に予定されている校外学習等の行事は、スクールバス利用、短時間での計画など、形態を変更して実施予定です。詳細は各学年からお知らせします。
- (2) 高等部部活動については感染症対策を十分に講じ、段階的に再開します。活動日時や実施内容について、対象となる保護者の皆様に事前に連絡し、同意を得た上で実施します。各部活動からのお便りを御確認ください。

問合せ先

都立八王子西特別支援学校

副校長 安田 咲登子

副校長 藤川 明

電 話 042-666-5600